

豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金 申請の手引き

1 支援金の目的等

本支援金は、訪問系介護・障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）がエネルギー価格の高騰による、光熱費高騰の影響下にあることを受け、当該高騰分を支援することにより、訪問系介護・障害サービス等の安定的な提供体制を維持することを目的としています。したがって、支援要件として、事業所等が自ら施設等の光熱費を負担し、サービスの提供実態が明確に分かれているなど、区分可能な単位で光熱費高騰の影響を受けていることが必要です。詳しくは以下を参照してください。

2 申請可能な区分

原則、1事業所等（事業所番号単位、地域活動支援センターは事業所単位）ごとに申請可能ですが、同一法人で複数の指定を受けサービスを提供しているなどの場合、以下により申請の可否が分かります。

- 例1) 同一建物内で複数の訪問系サービスを提供しており、それぞれ異なる職員が従事。
→ それぞれのサービス区分ごとに申請可能
- 例2) 同一建物内で複数の訪問系サービスを提供しており、同一の職員が従事（兼務等）。
→ 運営実態としては1事業所と考えるため、1事業所分のみ申請可能（代表の事業所で1つの申請をしてください）。なお、この場合の「複数の訪問系サービス」は、介護・障害福祉サービスを併せて提供している場合を含みます。介護・障害福祉サービスを併せて提供している場合、介護サービス事業所分として長寿介護課へ申請してください。
- 例3) 建物が別棟など光熱費の支払い実態が異なる（別の電気・ガスメーターを設置）場合で、それぞれ異なる職員又は同一の職員が従事（兼務等）。
→ それぞれのサービス区分ごとに申請可能
- 例4) 同一建物内で複数の相談系障害福祉サービスを提供している場合、事業所番号が異なる場合であっても、運営実態としては1事業所と考えるため、1事業所分のみ申請可能（代表の事業所番号で1つの申請をしてください）。例えば、同一建物内で計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援をサービス提供している場合、1事業所分のみ申請可能。

3 申請方法及び支援金交付までの流れ

交付申請書兼実績報告書（様式第1）及び交付請求書（様式第3）に必要事項を記入の上、長寿介護課又は障害福祉課にメールで提出（申請期限：令和6年2月16日（金）必着）

↓ ※必要に応じて現地を調査する場合があります（豊橋市補助金等交付規則第5条第1項）。

↓ ※介護・障害福祉サービスごとに提出先が異なります。

↓ ※支援金の振込先等、記入内容に間違いがないか、提出前に再度ご確認ください。

豊橋市において書類審査後、申請者あて交付決定通知書兼確定通知書を郵送

↓ ※交付要綱への違背が発覚した場合や現地調査の結果、申請を取り下げさせていただく場合があります。

指定の口座に振込

※交付申請書兼実績報告書（様式第1）の提出から支援金の支払いまでには1～2か月程度を要します。支払い事務円滑化のため、申請する場合はお早目の提出をお願いします。

4 申請受付期間

令和6年1月5日（金）～令和6年2月16日（金）必着

※受付期間を過ぎての申請は対応できかねますのでご注意ください。

裏面あり

5 証拠書類の保管

本支援金に係る以下の証拠書類について、交付決定日の属する年度の終了後5年間保管してください。

- ①交付申請書類（様式第1）
 - ②本支援金の収入及び支出の関係を示す書類（決算書類、本支援金の入金記録を確認できる通帳など）
 - ③申請した事業所等の光熱費を申請法人が負担していることを示す書類（2023年10月から2024年3月までの光熱費の支払いに係る請求書及び振込が確認できるものなど）
- ※②及び③について、申請にあたっては提出の必要はありません。（ただし、必要に応じて提出をお願いする可能性があります。）

6 消費税の取り扱いについて

支援金における消費税については、法人の確定申告の方法等により、仕入控除税額として、消費税額相当分を返還していただく必要が生じる場合がありますのでご承知おきください。確定申告により返還の必要が生じた場合は、報告方法等について別途ご案内しますのでご相談ください。

7 その他注意事項

- ・振込先の口座情報の記載にあたっては、必ず通帳等を確認しながら記載してください。特に、口座名義、口座番号*の記載誤りがないことを十分に確認してください。
※口座番号が7桁未満の場合は、先頭に「0」を付けて7桁としてください。
- ・振込先の口座名義は、本支援金の申請者（法人代表者）と一致する必要があります（法人名のみは可）。申請者と異なる口座名義の場合は、原則、振込を行うことができませんのでご承知おきください。なお、やむを得ず、申請者と異なる名義の口座へ振込を希望する場合は、別途委任状の提出が必要となります。
- ・同一の申請者で、振込口座情報が同一の場合は、原則一括して支払います。別の支払い方法を希望される場合は個別にご相談ください。